

焼却施設建設候補地選定評価項目等検討会議設置要綱

平成27年5月8日管理者決裁

(設置)

第1条 道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）が設置する焼却施設の建設候補地（以下「候補地」という。）を選定するにあたり、客観性及び透明性を確保し、もって適切な候補地を選定することを目的として、焼却施設建設候補地選定業務の三次選定に係る評価項目等について検討するため、焼却施設建設候補地選定評価項目等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会議は、組合が委託した「道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画策定及び焼却施設建設候補地選定業務」のうち「焼却施設建設候補地選定業務」に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を道央廃棄物処理組合管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 三次選定の評価項目に関すること。
- (2) 現地及び周辺等の確認に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から管理者が依頼する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、管理者が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に検討会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 検討会議は公開する。ただし、公開することにより検討会議に著しい支障を及ぼすおそれのある場合その他相当の理由があると委員長が認めた場合は、これを非公開とすることができる。

(委員の報償)

第7条 委員が検討会議に出席したときは、報償として出席1回につき3,000円を支払う。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、組合事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。